

消火器の悪質な訪問販売 にご注意！

消防職員をかたり、消火器を購入させようとした事案が発生しました！

□トラブル防止のポイント

- 消防署では、消火器の訪問販売やあっせんは一切行っておりません。
- 消防署では、一般家庭に消火器の設置を推進はしていますが、設置する法的義務はありません。
- 一般家庭では、消火器の薬剤詰め替え義務などはありません。

□不審に思ったら！

- 身分証明書の提示を求める。
- 安易に購入や申し込みをせず、はっきりと断る。
- 脅迫的な行動があれば警察に通報する。



お問い合わせ：会津若松消防本部 予防課 0242-59-1403

または最寄の消防署・出張所へお問合せください。